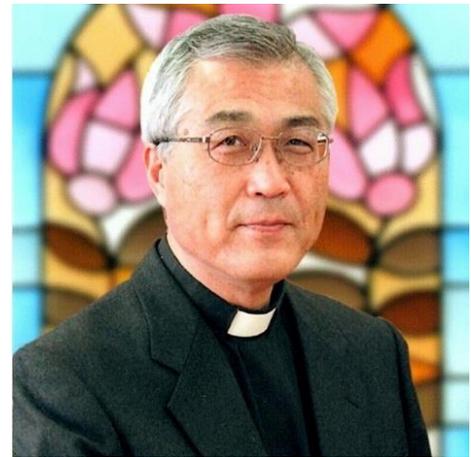


教会だより

松本カトリック教会
教会委員会
松本市丸の内9-32
TEL 0263-32-0795

《神父のつぶやき》

主任司祭 白木信一



この記事が出るころは、主の降誕の祭日を目前にしている頃かと思います。典礼暦A年開始から、新しい式文でのミサを捧げていますが、新しい文言に当惑しながら礼拝している方々もおられるかもしれません。教会は、過去ではなく現代を生きています。これまでも様々な刷新を繰り返して歩んできています。慣れるまで落ち着かない点もあるかもしれませんが、教会の信仰が変わったわけではないので、徐々に馴染んでいきましょう。

教会の暦の一年の始まりは、周知の通り待降節第一主日からです。そのため、新しい式文の開始も一年の初めからとなりました。教会暦の一年の初めにあたり、横浜教区の小教区として、横浜教区長梅村司教様がどのような教会共同体づくりを目指しておられるのかを、改めて確認したいと思います。

司教様は教区長に着任されて、司牧書簡『交わりとしての教会をめざして』（2000年12月25日発行）を発表され、横浜教区のこれからのビジョンは司教様のモットー「コムニオ・コムニオーヌム」で示されていることを伝えられました。そして、「教区のすべての方々に司教のモットーをご理解いただき、教会の創立者である主キリストご自身がお望みになる教会共同体づくりのためにご協力を仰ぎたいと思います。」と、理解と協力を求められました。

この司牧書簡の中で、教会憲章1項で教会について定義されている次の文章を紹介しています。すなわち、「教会はキリストにおけるいわば秘跡、すなわち神との親密な交わりと全人類一致のしるしであり道具である」と。そして、「教会は父と子と聖霊の交わり、三位の神の交わりへと人々を招く使命を担っているのです。」と、教会の使命を示されました。

教会の使命を果たしていくのは、司祭や修道者だけではなく、教会のメンバーである信徒も含め、教会のメンバー全員です。ただ同じ役割や責任を担っているわけではないことも、その書簡の中で述べられています（後に、「共同宣教司牧」と表現された）。そのための「信徒の養成」についても触れられていますが、発表後、教区ビジョンの実現のため、様々な改革に取り組みされていきました。そして、具体的な取り組みにあたって特に大切にしたい基本的な姿勢を確認し、共有したいということで、司牧書簡『横浜教区における改革の基本方針』（2004年1月11日発行）を出されたのでした。さらに具体的な取り組みとして、司教教書『共同宣教に向けた新たな宣教司牧評議会と地区共同宣教司牧委員会』（2007年4月8日発行）を出され、一年間の移行期間の後実施され、現在に至っています。

私たちの小教区（部分教会）が真にキリストの教会（普遍教会）へと成熟していくためにも、私たちが証しするキリストのことを、また教会の理解を深めていくことが大切です。神のことばである聖書に親しみ、キリストとの交わりを深めながら、教会の信仰を生きる喜びを味わう日々を過ごしていきたいものです。

《教会委員会より》

- ・新しいミサの式次第を聖堂の後ろに置き、ミサ中は貸し出す
- ・教会学校を土曜日開催から日曜日開催に変更
- ・信徒養成のため聖書勉強会を開催する（適時参加可）
- ・収入不足のため運用基金（一般）を取り崩す
- ・コロナ対応とミサについて：
 - 従来基準を継続とし、「6」で中止、「5」で再開
- ・松本教会信徒大会：2023年2月5日(日)実施予定

《降誕祭・元旦ミサについて》

降誕祭は下記のとおり4回のミサを行います。
地区分けはしませんが、参加は1回のみとして下さい。
12月24日(土) 16:30と19:00の2回
12月25日(日) 7:00と10:00の2回
(パーティーは実施いたしません)

元旦ミサは、次のとおり。同じく参加は1回のみとして下さい。
1月1日(日) 7:00と10:00の2回

《日常清掃について》

教会だより10月号でお知らせしましたが、毎土曜日の地区別清掃ですが、人員不足で実施困難となったため、日曜日のミサ後に行う事になりました（第5週は、7時のミサ後）。
ミサに参加された方は、清掃にもご協力ください。

松本教会の財政が危機的であることは、前号でお知らせいたしましたが、改善されていません。このため、当面の運営に充てるため、資産運用基金（一般）を取り崩して対応することとしました。コロナ禍でミサへの参加が地区別（月1回）となり、参加回数・人数が減少していることも大きな原因の一つですが、現状、この基準を変えられない中でも教会を維持していくため、なお一層の皆様のご協力をお願いいたします。

社会福祉よりご報告

コロナ禍のため例年のような活動があまり行われず少し残念な思いはあります。しかしながら、ウクライナ支援のJCFへの寄付金は、信徒の皆様の支援金寄付が継続出来ております。いつ戦火が終止符を打たれるかわからない、混沌としたウクライナ支援の寄付活動は、来年も継続頂きたくお願いいたします。また長年継続している大阪、西成のフランシスコ会ふるさとの家への支援物資は皆様からの支援物資が途絶えることなく頂き、年間通して送ることが出来ましたことは感謝です。なお、以下の支援金は教会の一般会計から支出することに変更しました。

横浜教区難民移住者委員会	ENCOM	30.000
カトリック東京センター	CTIC	20.000
JCFイラク支援		20.000
西成フランシスコ会ふるさとの家		20,000
ダルク（薬物更生）		10.000
アルペ難民センター		50.000
合計		150,000円

七五三の祝福がありました。（11月13日）

神よ、この子どもたちをお与え
 くださったことに感謝いたします。
 わたしたちが子どもたちの成長を
 見守ることのできるあなたの深い
 信頼の心をお与えください。
 いつくしみの聖母マリアよ、
 どうかいつもこの子どもたちを
 あなたのみ手でお守りください。



侍者の勉強会がありました。（11月20日）



しばらく侍者奉仕者は、お休みしていました。白木神父様から侍者について大切なことを教えていただきました。これからミサを捧げる共同体の一員として奉仕していきます。

新しい「ミサの式次第」の 実施に向けて

7 「司式者」

日本カトリック
典礼委員会担当司教 梅村 昌弘 司教(横浜教区)

はじめに

かつて2014年9月に開催された全国典礼担当者会議のテーマは「自己流のミサの司式になつていませんか? 『総則』に沿ったミサの司式とは?」でした。司祭自らが自戒を込めたようなテーマでしたが、この年の5月に典礼秘跡省によって「ローマ・ミサ典礼書の総則」改訂日本語訳が認証されたという背景がありました。2015年2月開催の司教総会議をもつて早期に実施しても差し支えない箇所については、同年11月29日の待降節第1主日から全国一斉に変更されることになりました。総則の変更が実施されてから既に7年を終えようとしています。入堂や退堂の仕方をはじめ新しい総則によって変更された部分については、今日すっきり定着し、なじんでいるように見受けられます。今回の新しい「ミサ式次第と奉献文」の変更実施は、前回の総則を前提

実施に向けて

とし、またそれを引き継ぐものであることを忘れてはなりません。実施に向けて

司式者にとって式文そのものの変更については、さほど問題はないかと思いますが、典礼注記(ルブリカ)に示されている動作や所作あるいは式文の唱え方については、それなりの準備と熟練の練習が必要かもしれません。

動作や所作

総則(42)では「司祭と助祭と奉仕者の動作と姿勢、あるいは会衆の動作と姿勢」について「個人の好みや自由裁量」に優先させ「共通の姿勢を守る」ことが勧められています。それは「キリスト者共同体の成員の一致のしるし」だからだと、その理由が述べられています。その論拠となる『典礼憲章』(26項)では「典礼行為は個人的な行為ではなく、教会の祭儀である。教会は『一致の秘跡』、

パンとぶどう酒に関する所作

すなわち司教たちのものと「一つに集められ秩序づけられた聖なる民」だからであると言われています。特に司式者である司祭は、ミサにおけるキリストの秘跡的現存を可能にする役割を担っていることを意識しなければなりません(総則93参照)。

手の所作

ミサの初め(総則124)、奉献文のはじまり(同148)、派遣の祝福の直前(同167)にある対話句の「主は皆さんとともに」のときには手を広げて唱えますが、唯一、福音朗読の前では(同134)手を合わせたまま唱えます。本来、福音朗読は助祭固有の役割だからだと言われています。共同祈願のときにも注意が必要です。手を合わせたまま短いことばをもつて信者を共同祈願へと招きます。意向が唱えられた後、司式者は手を広げ、祈りを結びます(総則138)。

①【パンとぶどう酒を供える祈りのとき】祭壇でパンをのせたパテナを取り、両手で祭壇の上に少し持ち上げ(aiquantum elevare)(総則141)、「神よ、あなたは万物の造り主…」と小声で唱えます。同様に、カリスを取って両手で少し持ち上げ(parum elevare)(同142)「神よ、あなたは万物の造り主…」と小声で唱えます。②【パンとぶどう酒の聖別の後と拝領前の信仰告白のとき】聖別の後、会衆にパンとカリスを示す(ostendere)とき(総則150)、また、拝領前に会衆に向かって「世の罪を取り除く神の小羊。…」を唱えるときは(同157)、目安として目線の高さまで両手で掲げます。これは会衆に顕示する、示す所作だからです。③【奉献文の結びの栄唱のとき】ホステヤをのせたパテナとカリスを取って高く掲げます(elevare)(総則151)。ヨハネの福音書では「一人の子は上げられなければならぬ」(12章34節)と言われています。①から③への段階を追っての高挙は、香の煙が天に向かって立ち昇るような所作です。

式文の唱え方

所作ですが、日本では適応として謙遜やへりくだりを示す意味も加えられています。礼の仕方には、頭を深く下げる場合と少し下げる場合の2種類があります。典礼注記では大方の場合「深く礼をする」とありますが、少し頭を下げる礼としては、父と子と聖霊の名が同時に唱えられるとき、イエス、マリア、そのミサで祝う聖人の名前に対してなされます。また日本では、回心の祈りのときにも手を合わせて少し頭を下げる適応を採用しています。

式文の唱え方の区別については、現行の『ミサ典礼書』への反省を踏まえて改訂版ではラテン語規範版に従って次のような区別をして唱えるようにと典礼注記には明記されています。①唱える(dicere)②はつきりと唱える(cara voce dicere; acclamare)③歌(cantare)④小声で唱える(submissa voce dicere)⑤静かに唱える(secreto dicere)。

終わり

司式者としての司祭の奉仕職は神の民一同の共通祭司職への奉仕であると同時に大祭司キリストの祭司職への奉仕でもあります。二重の意味での奉仕職が司祭の職務的祭司職です。この奉仕を誠実に果たすために司式者である司祭は、常に「自己流のミサの司式になつていませんか?」と自らに問わなければならないでしょう。

礼の仕方(総則274、275)

礼は、敬意と栄誉を示すための

かねてより日本では沈黙が大切にされてきました。『典礼憲章』(30項)では「しるべきときには、聖なる沈黙を守らなければならぬ」とあります。これを受けて総

則(45)では「聖なる沈黙も、祭儀の一部として、守るべきときに守らなければならない」とあり、「沈黙の性格はそれぞれの祭儀のどこで行われるかによる」とあるので、司式者はその意味をよく理解し適切な沈黙の時間をとるよう心がけなければなりません。さらに総則はミサの中でそれぞれの場合を列挙し、「回心の祈りのときと祈願への招きの後には各人は自己に心向ける」、「聖書朗読または説教の後には、聞いたことを短く黙想する」、「拝領後には、心の中で神を賛美して祈る」ように勧められています。第一あるいは第二も含めて朗読後の沈黙は、総則(128、130)では「適当であれば短い沈黙のひとつをとり、それができる」とあり、いわゆる「できる規定」ですが、日本では任意ではなく適応として必ずとるようになっていきます。